

令和8年4月23日

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

総務省は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）をとりまとめました。  
つきましては、本省令（案）について、令和8年4月24日（金）から令和8年5月25日（月）までの間、意見を募集します。

1 概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）を実施するため、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を定めるものです。

2 意見募集の対象及び意見公募要領

意見募集対象：（別紙1）地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照表

3 意見募集の期限

令和8年5月25日（月）（必着）（郵送についても締切日に必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。

5 資料の入手方法

関係資料については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道発表」欄に、本日を目途に掲載するほか、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

（連絡先）総務省自治行政局住民制度課サイバー  
セキュリティ対策室

担当：松崎

電話：03-5253-5333（直通）

メール：[lg-security@soumu.go.jp](mailto:lg-security@soumu.go.jp)